

【一般財団法人大阪市職員互助会個人情報保護基本方針】

一般財団法人大阪市職員互助会（以下「互助会」という。）は、互助会が取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の有用性に配慮するとともに、次の取組みを推進し、個人の権利利益の保護に努めます。

1 法令等の遵守

互助会は、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守します。

2 個人情報の利用

互助会は、個人情報を収集するにあたって、その利用目的をできる限り特定し、取得した個人情報は特定した利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

3 第三者提供の制限

互助会は、次の各号に掲げる場合を除き、取得した個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。なお、互助会がその業務を委託している事業者は、第三者には含みません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合で、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

4 個人情報の管理

互助会は、取得した個人情報について、できる限り正確かつ最新の内容に保つよう努めると共に、不正アクセス、紛失、改ざん、漏えい、滅失又はき損等を防止するために必要かつ適切な安全管理措置を講じることに努めます。

5 開示、訂正、利用停止等

互助会は、本人から個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合、担当窓口を通じて、合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応いたします。

6 互助会職員の監督

互助会は、互助会の職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部署ごとに責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。

7 委託先の監督

互助会は、互助会の業務を外部の業者に委託する場合には、業務委託の相手としての適格性を十分審査すると共に、契約書の内容についても個人情報の保護に配慮するよう努めます。

8 継続的改善

互助会は、個人情報保護に関する規定及びそれを実行するための組織体制について、有効かつ適正な運用が持続的になされるよう継続的な見直しと改善に努めます。